

新成人のみなさんへ

20歳になったら国民年金

日本にお住いの20歳以上60歳未満の方は、公的年金への加入が義務付けられています。保険料を納め続けることで、将来の老齢年金や、病気やケガで障害が残ったときの障害年金、家族の働き手が亡くなったときの遺族年金などを受け取ることができます。

被保険者の種類

・第1号被保険者
学生、自営業者、農林漁業者等は各自で納付

・第2号被保険者
厚生年金の適用を受けている事業所に勤務する方（会社員、公務員等）は勤め先で納付（給料から天引き）

・第3号被保険者
第2号被保険者に扶養されている配偶者は自己負担なし（配偶者が加入する年金制度が負担）

国民年金の保険料

（平成30年度）
月額16,340円

※保険料をまとめて前払い（前納）すると保険料が割引されます。
保険料を未納のまま放置

すると、年金を受け取ることができなくなったり、減額されたりする場合があります。必ず保険料を納めていたかどうか、納めることが経済的に困難な場合は、保険料が免除、または猶予される制度がありますので、住民課または年金事務所へご相談ください。

納付方法

- ・口座振替
- ・クレジットカード納付
- ・納付書（金融機関、郵便局、コンビニ等）
- ・電子納付（インターネットバンキング等）

加入方法

第1号被保険者になる方は、20歳の誕生月の前月または当月月上旬に、日本年金機構から案内が届きますの

で、住民課で手続きをお願いします。

20歳前に就職し厚生年金に加入している第2号被保険者は、手続き不要です。また、第3号被保険者になる方は、配偶者の勤務先で加入の手続きをしてください。

年金手帳は大切に保管を！

国民年金に加入した方には、年金手帳が交付されます。加入する年金制度の変更手続きや、年金の請求手続きなど、一生涯使用しますので、大切に保管してください。

問千葉年金事務所

☎043(242)6320

佐原年金事務所

☎0478(54)1442

住民課国保年金班

☎(84)1214

公的年金等の源泉徴収票

大切に保管を

厚生年金、国民年金等の老齢または退職を支給事由とする年金を受給している方に、日本年金機構から「公的年金等の源泉徴収票」が1月上旬に送付されます。

証明内容は、平成30年中に支給された年金額や源泉徴収された所得税額などです。

この証明書は、確定申告の際の添付書類として必要となりますので、紛失しないよう大切に保管してください。紛失してしまった場合は、再交付ができますので、日本年金機構「ねんきんダイヤル」へご相談ください。

※障害年金や遺族年金は非課税のため、公的年金等の源泉徴収票は送付されません。

問日本年金機構「ねんきんダイヤル」 ☎0570-05-1165(ナビダイヤル)

※050から始まる電話でおかけになる場合 ☎03-6700-1165

◆受付時間 [月 曜日] 午前8時30分～午後7時

[火～金曜日] 午前8時30分～午後5時15分

[第2土曜日] 午前9時30分～午後4時

※月曜日が祝日の場合は、翌日以降の開所日初日に午後7時まで受け付けします。

※祝日(第2土曜日を除く)と年末年始(12月29日～1月3日)は利用できません。

